

杉浦 浩美 埼玉学園大学大学院准教授

## なぜ、ケア労働が守られないのか

2021年7月に日本語訳が刊行されたばかりの『ケア宣言』(ケア・コレクティブ著、岡野八代・富岡薫・武田宏子訳・解説、大月書店)は以下のような一節から始まる。

この世界は、ケアを顧みないこと[無関心、無配慮、不注意、ぞんざいさ]が君臨する世界です。コロナウイルスの大感染は、合衆国、イギリス、そしてブラジルといった国々を含む多くの国で、このケアのなさが継続していることを明るみに出ただけとってよいかもしれません(1頁)。

いま私たちは、ケアを顧みない社会がどれだけ脆弱でリスクであるのかを思い知らされている。同時に、政治がないがしろにしてきたケアを懸命に支える人々の存在の大きさを知ることになる。にもかかわらず、そうした暮らしや命を支えるために欠かせない労働＝エッセンシャル・ワークの多くが、不安定雇用であったり低収入であったりといった不条理が社会で見すごされてきたことに、改めて愕然とする。

なぜ、エッセンシャル・ワークとよばれる社会的価値のある労働の賃金が低いのか？

なぜ、政治はケア労働を、ないがしろにし、貶めるのか？

おそらく多くの人が抱いているだろうこうした問いをめぐっては、すでに、いくつかの議論が示されている。本特集の執筆陣のひとりでもある酒井隆史氏が翻訳されたデヴィッド・グレーバー著『ブルシット・ジョ

## すぎうら ひろみ

早稲田大学第一文学部卒業後出版社勤務を経て立教大学大学院社会学研究科博士課程に進学、修了。博士(社会学)。専門は労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント。

著書に『働く女性とマタニティ・ハラスメント』(大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞)、共著に『なぜ、女性は仕事を辞めるのか』(青弓社、2015年)、『新版 排除と差別の社会学』(有斐閣、2016年)、『はじまりの社会学』(ミネルヴァ書房、2018年)等がある。

ブ』(酒井隆史・芳賀達彦・森田和樹訳、2020年刊、岩波書店)はそのなかでも最も刺激的なものだろう。議論については酒井論文で詳しく論じられているのでそちらを参照されたいが、筆者自身、この本から大きな刺激を受けた者として、ここで少しだけ触れることをお許しいただきたい。

グレーバーは、現代社会は無意味で無駄な労働(ブルシット・ジョブ)があふれているという。意味のない書類仕事、管理部門の膨張、無用な会議など、そこで具体的にとりあげられている事例はどれも思いあたるものばかりだ。さらに、そうした無意味で無益なブルシット・ジョブは「たいてい、とても実入りがよく、きわめて優良な労働条件のもとにある」(33頁)と指摘する。実質のある仕事をもった労働者は「容赦なく苦しめられ搾取される」(9頁)というのに。なるほどこうした不条理は、私たちもこのコロナ禍で散々目にしてきたものである。

昨年7月、最前線でコロナと闘っている看護師たちの賞与が出ない、給与もカットというニュースに驚いた。一方で、コロナ需要にかかわる事業を国や企業から請け負う会社は増収増益であると伝えられる。看護師不足が指摘されればされるほど現場の看護師ではなく、それを派遣する側が儲かるという仕組み。なぜ、現場で働く者よりそれを差配する側が多くの報酬を得られるのか。あるいは中小企業向け資金繰り対策としての持続化給付金事業では、外注が繰り返されたことに批判が集まった。経済産業省の報告では最大9次下請けまで外注され、関わった下請け企業(支出額100万円以上)は約564社に上ったという<sup>1</sup>。経産省は「適切」としているがそこには膨大な書類仕事や管

理業務(ブルシット・ジョブ)が発生したはずだ。グレーバーは「効率の悪い手続きや不必要な指揮系統にも実際に意味があることがますますみえてくる。なぜなら、それが略奪品を可能なかぎり大量に吸い上げるのに最も適した組織形態であるからである」(318頁)と指摘する。この緊急事態時に私たちの税が「略奪品」になり果てている可能性はないのだろうか。

こうしたコロナ禍であぶり出された数々の不条理や労働の矛盾は、そもそも働くことの意味とは何か、労働の価値とは何か、改めて突きつけてくる。酒井論文は、労働をめぐる観念についてグレーバーの議論も用いながら丹念に検討することで「エッセンシャル・ワークの逆説」を生み出す構造を鮮やかに解き明かしてくれる。

## 介護労働と保育労働

人々の命や生活を支えるために懸命に働く人々が低賃金に甘んじなければならないという社会の背景には、ケア労働が「女性の仕事」とされ、それゆえ安く見積もられてきたという歴史がある。それは長らく女性問題でもあった。コロナ禍では看護師をはじめ多くの女性が高い感染リスクにさらされながらもエッセンシャル・ワークを支えている。介護労働者や保育士もその多くが女性である。本特集においても介護労働と保育労働の問題を取り上げている。

まず伊藤論文では介護労働の問題に焦点があてられる。以前からその過酷な労働実態が指摘されてきたが、介護保険制度が改定されるたびに労働はむしろ強化されてきたのだという。伊藤論文でも触れられて

いるが、2019年11月にはホームヘルパーである当事者女性3人がその労働実態をめぐって国の責任を問う裁判を起こしている。原告のひとりである藤原か氏は昨年5月のインタビュー記事で、コロナ禍での訪問介護の大変さについて語ったあと以下のように証言する。

「時間が足りないという事態は今に始まったことではなく、短時間で食事、入浴、排泄をこなさなければならず、話を聞く時間はほとんどありません。お話を聞けば、その時間はボランティアと覚悟するしかない状況です。以前は訪問時間は最低1時間は確保されていたのですが、2015年の介護保険改定によって20分、45分と細切れの介護が認められるようになり、ホームヘルパーの労働条件が切り下げられていったのです」<sup>2</sup>

超過した時間分が無支給であるばかりでなく訪問介護という性格上、必ず発生する移動時間や待機時間についても保障されていないという。藤原氏は同記事で「介護をした時間のみに賃金が発生し、移動時間や待機時間、キャンセルになった場合には一切賃金が支払われない」と登録型ヘルパーの労働実態を語っている。原告女性らは同業者683人を対象に調査を実施し、労働基準法が遵守されていない労働現場の実態を明らかにしたのである<sup>3</sup>。

伊藤論文は、こうした介護労働をめぐる問題を政策的な視点から詳細に論じている。これまでの給付抑制策による介護保険制度の改革では「制度的破綻は時間の問題」であるとし、抜本的改革が不可避とする。さら

に税方式による介護保障という提言がなされている。

つづく蓑輪論文では保育労働に焦点が当てられる。「平時の保育ですら、現場の力量と努力のみならず、保育士たちの自己犠牲の上に成り立ってきたように思われる」と指摘される現場で、コロナ禍の保育がどれだけの実際的・精神的負担を抱えたかは想像に余りある。筆者自身、仕事で保育園とかかわりを持つことが多いのだが、細心の配慮が求められる緊張状態のなか、子どもたちを守るための懸命な努力が続けられる現場の様子を目の当たりにしてきた。にもかかわらず、それらの努力に報いようとする政策は見当たらない。濃厚接触、身体接触が避けられないにもかかわらず、PCR検査もワクチン接種も優先されることがなかったのは介護労働者も同じであるが、蓑輪論文では医療職や介護職に対して支給されたコロナ禍での勤務に対する慰労金が保育士へは見送られたことも指摘されている。こうした「保育労働に対する政策的軽視」は社会に通底していた「社会的保育と保育の労働の軽視・無視の姿勢」を顕著な形で浮彫にしたものであると指摘し、それが「保育労働者の劣悪な処遇に如実に表されてきた」と訴える。保育という社会的価値の高い労働が、その「職務の意義に見合った社会的評価」を得られない現状について、鋭く問題提起される。

## 公共サービスの担い手の労働問題

コロナ禍は市民生活にさまざまな直接的な影響をもたらしている。失業や貧困、さらにはDVや子ども虐待の増加といったようにどれもが深刻な問題であり、相談や支援は急を要するものばかりである。だがそれ

らに対応すべき行政サービスを担う労働者もまた、非正規雇用が多い。専門性と経験を要する相談支援事業の最前線で働く女性たちが、その高い能力と意欲をもつにもかかわらず不安定雇用と低賃金に苦しむ実態は、本誌2020年8月号の特集「公共崩壊」でも取り上げている。

川村論文は公共サービスに従事する労働者たちの問題に焦点をあてているが、しかし、先にあげた非正規公務員の問題のみならず「公共民間労働者にも射程を伸ばす必要がある」と指摘する。公共民間労働者とは「自治体が発注する仕事で働く民間労働者」とされる。業務委託・指定管理制度等によってさまざまな公共サービスが民間化されてきたが、公務労働に従事する民間労働者の「その労働条件、労働実態はより一層つかみづらい」という。例えば、生活維持に欠かせないエッセンシャル・ワークであるごみ収集業務であるが、川村氏らの調査によれば、ごみ収集労働者は民間委託では「年収は直営の半分」（非正規雇用者に限定すればさらに低い）」という。「公共サービスの営利化をねらう民間化」の推進は、現場で働く労働者にとっては不利で不公正な働き方を生み出すシステムとなりかねない。川村氏は「労働条件の競争の手段化に歯止めをかける策が必要である」と主張し、その具体的な策として「公契約条例」、さらには「適切なモニタリングや関係当事者の参加（意見表明や交渉）の保障」を提言する。実際には使用者であるにもかかわらず、事業の「発注者に過ぎない」として労働条件に関与しようとしな

い自治体の姿勢が、厳しく問われているのだ。

本特集最後の池橋報告は、公務非正規女性全国ネットワークが実施した「公務非正規労働従事者への

緊急アンケート」の調査結果である。2021年4月から6月にかけて実施されたこの調査は、全国の公務非正規労働に従事する幅広い職種を対象とした初めての調査で、「当事者が呼びかけ、直接、個々の当事者が回答したのもとも初めのアンケート調査」とされる<sup>4</sup>。7月5日に調査結果が報告されると大きな反響をよび、数多くのメディアにも取り上げられている。川村論文で詳しく論じられている、2020年4月から施行された会計年度任用職員制度についても、コロナ禍直撃のもとで、個々の労働者にどのような影響を及ぼしたのか明らかにされている。大変貴重な調査である。

コロナ禍はケア労働の重要性を改めて浮かびあがらせるとともに、それが社会的評価や得られるべき対価から著しく乖離している社会の不条理も暴き出した。ケアをないがしろにする政治や社会のあり方を根本的に問い直す地点に、いま私たちは立っている。■

#### 《注》

- 1 東京新聞, 2021年8月13日配信, 「最大9次下請け、564社関与 持続化給付金「中抜き」批判の電通再委託問題 経産省が検査の最終結果公表」 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/123804> (最終アクセス2021年8月15日)
- 2 BUSINESS INSIDER, 2020年5月11日配信, 飯島裕子, 「非正規介護ヘルパーの独白。コロナで人手不足加速し38時間勤務。感染恐怖と媒介者になる不安」 <https://www.businessinsider.jp/post-212465> (最終アクセス2021年8月15日)
- 3 週刊金曜日, 2021年7月16日配信, 西村仁美, 「ホームヘルパー国賠訴訟、原告が労働実態調査を実施「移動・待機に適正賃金を」」, <http://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/2021/07/16/antenna-993/> (最終アクセス2021年8月15日)
- 4 公務非正規女性全国ネットワーク <https://nrwwu.com/release/884/> (最終アクセス2021年8月15日)